

区報編集委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、区報編集委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、理事事務局、広報・情報委員会などの協力と連携のもとに「西日本区報」を編集することを目的とする。

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事によって任命された委員長および委員長が推薦し、理事が任命した数名の委員と区書記、理事事務局長で構成される。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員長については連続して 6 期、委員については連続して 8 期までの再任を妨げない。

(職務)

第 6 条 本委員会は、区書記を補佐して、当該年度に 3 回以上の「西日本区報」を編集する。

(付則)

第 7 条 この規則に定めのない事項は、本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日	制定	2003年7月1日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行
2014年4月19日	改正	2014年7月1日	施行	2016年4月9日	改正	2016年11月5日	施行